

# 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 東神楽町長

【申請にあたって同意していただく事項】	
1.	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2.	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3.	子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4.	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5.	申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6.	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

【ご注意ください】

※ この申請書は認可外保育施設等に係る施設等利用給付を希望する場合（幼稚園等を利用する場合を含む）であって、両親の就労等により、保育の必要性がある3歳児～5歳児クラスの子ども【第2号】若しくは両親の就労等により、保育の必要性がある0歳児～2歳児クラス（満3歳児クラスも含む）の子どもで両親ともに住民税が非課税【第3号】に該当するときに使用してください。

提出日		令和 年 月 日	認定希望日（施設利用開始日）		令和 年 月 日
保護者	ふりがな			居住地	〒 _____
	氏名	印		申請子どもとの続柄	
	※ 自署の場合は印は不要です。		現住所が町外の場合		〒 _____
町内転入後の住所					
日中の連絡先（電話番号）* 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	③	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）
申請子ども	ふりがな	現住所		〒 _____	
	氏名	申請者と異なる場合のみ記載		生年月日 平成・令和 年 月 日	
認定種別	<input type="checkbox"/> 【第2号】申請子どもは、認定希望日時点において3歳児～5歳児クラスに属している <input type="checkbox"/> 【第3号】申請子どもは、認定希望日時点において0歳児～2歳児クラス（満3歳児クラスも含む）に属し、かつ、両親ともに住民税非課税である				

■申請子ども以外の「生計を一にする同居者」全員を記載してください（「保護者」の欄に記入した方も重複して記載してください）。

※個人番号（マイナンバー）は、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

	ふりがな	申請子どもとの続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	氏名		個人番号	年 月 日		
（生計の中心者の番号に○を付けて下さい）	1		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	2		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	3		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	4		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	5		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	6		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	7		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	8		個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

<必ず裏面も記入して下さい>

■幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな		〒	—	TEL	( )	
施設名		所在地				

■認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定含む）方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	利用する サービスの種類	所在地	利用開始予定日
	1. 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 4. 子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	1. 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 4. 子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	1. 認可外 2. 一時預かり 3. 病児保育 4. 子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日

■父母の住所（課税自治体）を記入して下さい。

認定希望日時点における 本年1月1日現在の住所	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日時点における 前年1月1日現在の住所	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※ 個人番号（マイナンバー）にて住民税額等を確認させていただきますが、状況に応じて市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など）の提出をお願いする場合があります。

■保育を必要とする理由に応じて記入して下さい（父母それぞれ該当するものに○をしてください）。

保育を必要とする理由	父親の 状況	母親の 状況	保育の必要性を確認する書類 <small>※「◎」印のあるものは東神楽町に所定の様式があります</small>
1 【就労】 月48時間以上就労することを常態としている方が対象となります			法人等にお勤めの方… ・就労（内定）証明書 ◎ 農業をされている方、自営業を営んでいる方… ・自営業就労申立書 ◎
2 【妊娠・出産】 認定の有効期間は産前6週間から産後8週間が経過する翌日が属する月の末日まで	—		・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・母子健康手帳の写し 出産予定日が記載されているページの写しをご用意ください
3 【疾病・障がい】 保護者が疾病・障がいにより保育をすることが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 疾病がある方… ・診断書（通院・入院証明書でも可） 障がいがある方… ・手帳の写し（障がいによる手帳の交付を受けている場合） ・診断書（通院・入院証明書でも可）（それ以外の場合）
4 【介護・看護】 保護者が介護等を行っており保育をすることが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・介護が必要であることがわかる書類 例：診断書、通院（入院）証明書等
5 【災害復旧】 震災等の復旧にあたっている方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・り災証明証
6 【求職】 認定の有効期間は認定された日から90日間を経過する日が属する月の末日まで			・就労予定申立書 ◎
7 【就学】 保護者が学校（職業訓練を含む）に在学中の方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・在学証明書 入学予定の場合は合格通知書の写しをご用意ください
8 【虐待・DV】			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 関係機関への照会を行い確認をします
9 【育児休業】			・就労（内定）証明書 ◎
10 【認可外保育施設の利用を希望】			・保育所等利用申込等の不実施に係る理由書 ◎
11 【その他】			状況に応じ、ご案内しますのでお問い合わせください

※ 申請書と併せて提出すべき書類は父母それぞれ必要となります（例：両親ともに【就労】に該当する場合、それぞれ勤務先に就労証明書を記載してもらい町へ提出していただくことになります）。